

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、年度計画に掲げている研究資金による申請件数及び申請率が減少していることから、着実な取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 ○年度計画214番中の「研究資金に対する申請件数の拡大を図る。」における「研究資金」については、大学として「科学研究費補助金（特別研究員奨励費を除く。）（以下「科学研究費補助金」という。）」と定義づけており、平成21年度には、更なる科学研究費補助金の申請件数の拡大に向けて、部局長会議での呼びかけや、新たな仕組みとして、相談員制度やチャレンジ支援制度を試行的に実施するなど、大学として積極的に取り組みましたが、貴省からいただきました事前照会への回答にありますとおり、科学研究費補助金の全研究種目を対象とした申請件数及び申請率では、平成21年度実績は、平成20年度実績より若干減少いたしました。</p> <p>○減少した大きな要因としましては、貴省からいただきました追加照会時にも回答させていただきましたが、平成21年度公募時から適用されることとなりました科学研究費補助金制度の改正内容にあると考えています。 具体的には、①「特定領域研究」及び</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 研究資金（特別研究員奨励費を除く科学研究費補助金）の申請件数及び申請率は減少しているものの、申立理由を勘案したものの。 なお、研究者への過度の集中及び不合理な重複とならないよう科学研究費補助金の制度改正が行われた趣旨に留意して、引き続き取組を行うことが期待される。</p>

「学術創成研究費」の新規募集が停止されたこと、②この2種目を転換・統合して新設された「新学術領域研究」について、重複応募の制限となる研究種目が増えたことが挙げられます。

○このため、平成20年度と平成21年度の申請件数及び申請率を比較する際には、制度改正が行われた、これらの研究種目（特定領域研究、新学術領域研究及び学術創成研究費）を除いた研究種目で比較する必要があると考えます。

○そのように算出しますと、申請件数では、70件増加するとともに（平成20年度：2,314件、平成21年度：2,384件）、申請率につきましても、着実に増加しています（平成20年度60.99%、平成21年度61.11%）。

○以上のことから、平成21年度に制度改正が行われた研究種目を除いた申請件数及び申請率は増加しており、平成21年度計画については、十分に達成されているものと考えます。

<p>【評価項目】 2 項目別評価 (2) 財務内容の改善</p> <p>【原文】 平成21年度の実績のうち、下記の事項に課題がある。 (法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる事項) ○「研究・産学連携室から、競争的研究資金獲得状況、科研費申請状況を公開して各部局への応募を促し、研究資金に対する申請件数の拡大を図る」(実績報告書44頁・年度計画【214】)について、部局長会議での呼びかけや相談員制度等の試行実施に取り組んでいるものの、平成20年度から平成21年度にかけて、研究資金による申請件数及び申請率が減少していることから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 前述の【評価項目】1 全体評価中の「理由」と同様</p>	<p>【対応】 意見のとおりとする。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p> <p>以上の修正に基づき、「財務内容の改善に関する目標」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>『【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けて<u>順調</u>に進んでいる (理由) 年度計画の記載16事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められ、上記の状況等を総合的に勘案したことによる。』</p>
---	--